# 船橋市フードバンク活動団体助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内でフードバンク活動を行うものに対し、船橋市フードバンク活動団体助成金（以下「助成金」という。）を交付するために必要な事項を定め、食料支援が必要な人への支援の安定化を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「フードバンク活動」とは、食品関連企業他より寄贈された食品等を、食料支援を必要とするものへ無償で提供する活動をいう。

（交付の要件）

第３条　助成金の交付を受けることができるものは、フードバンク活動を行う法人その他の団体（以下「団体等」という。）であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

⑴　市内に主たる事務所を有すること。

⑵　団体等の定款又は規約等を有すること。

⑶　初回の申請日が属する年度の４月１日時点において、設立の日から５年を経過していないこと。

⑷　主に団体等以外の者から受けいれる寄附（現金以外の資産による寄附を含む。）又は補助金等により、事業を行っていること。

⑸　運営に係る繰越金（建物修繕・建設積立金、特定目的の基金等を除く。）を有する団体等については、当該年度の当該団体全体の予算に対して、繰越金額が２分の１以下であること。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、申請日が属する年度の４月１日から翌年３月３１日までの間に実施した事業費用（フードバンク活動に係る支援物品の配送費で個人かつ配送先が船橋市内のものをいう。以下同じ。）の合計額に別表に定める助成率を乗じて得た額（１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は別表に定める上限額のいずれか低い金額とする。ただし、国又は地方公共団体より既に当該事業費用についての助成を受けている場合は、当該事業費用の額を算定しないものとする。

（交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする団体等の代表者は、船橋市フードバンク活動団体助成金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添え、市長が定める期日までに申

請しなければならない。

⑴　事業計画書

⑵　事業に関する収支予算書

⑶　団体等の定款又は規約等

⑷　団体等の会員名簿及び役員名簿

⑸　前年度の収支決算書

⑹　その他市長が必要と認めた書類

（交付可否の決定等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市フードバンク活動団体助成金交付可否決定通知書（第２号様式）により、当該申請した者に通知する。

（交付申請の取下げ）

第７条　申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

（暴力団等の排除）

第８条　前条の規定にかかわらず、市長は、申請者が船橋市暴力団排除条例（平成２４年船橋市条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等又は同条例第７条第１項に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団等」という。）である場合は、助成金の交付決定をしないことができる。

（計画変更等の承認）

第９条　第６条の規定による助成金を交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業の計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は助成事業を中止し、若しくは廃止をしようとするときは、船橋市フードバンク活動団体助成事業計画変更（中止・廃止）申請書（第３号様式）により、速やかに市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第１０条　助成事業者は、事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その完了した日から起算して２０日以内の日又は当該年度の３月３１日のいずれか先に到

来する日までに、船橋市フードバンク活動団体助成金実績報告書（第４号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に報告しなければならない。

⑴　事業報告書

⑵　事業に関する収支決算書

⑶　その他市長が必要と認めた書類

（額の確定）

第１１条　市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を船橋市フードバンク活動団体助成金確定通知書（第５号様式）により、助成事業者に通知する。

（交付の時期等）

第１２条　助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、助成事業の完了前に交付することができる。

（交付決定の取消し）

第１３条　助成金を交付する旨の決定を受け、又は助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

⑴　偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

⑵　暴力団等であることが判明したとき。

⑶　助成金を他の目的に使用したとき。

⑷　第１５条の規定に違反して承認を受けないで助成事業等により取得し、又は効用の増加した財産を助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、助成金等の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は市長の処分に従わなかったとき。

２　第６条の規定は、第１項の規定による取り消しをした場合について準用する。

（加算金及び延滞金）

第１４条　助成事業者は、第１３条第１項の規定により助成金等の交付決定が取り消された場合において、助成金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金等の額（その一部を納付した場合にお

けるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　助成金等が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

３　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金等の額に充てられたものとする。

４　助成事業者は、助成金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その未納付額（未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間についてはその納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

（財産の処分の制限）

第１５条　助成事業者は、助成事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は助成金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

⑴　不動産及びその従物

⑵　機械及び重要な器具で市長が定めるもの

⑶　その他助成金等の交付の目的を達成するため、市長が必要があると認めるもの

（関係書類の整備）

第１６条　助成事業者は、当該事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整備し、これらを事業完了後、５年間保管しなければならない。

（調査又は報告）

第１７条　市長は、助成金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、助成事業者に対して、助成事業等の遂行に関する状況を調査し、又は報告を徴することができる。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第１８条　申請者は、第５条の規定による申請に当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に助成金の額を助成対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

２　市長は、前項ただし書の規定に基づき申請がなされたものについては、助成金の額の確定において消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

３　第１項ただし書の規定に基づき申請をした助成事業者は、第１０条の規定による実績報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

４　助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額が確定した場合（消費税仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、船橋市フードバンク活動団体助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第６号様式）により速やかに、遅くとも、助成事業が完了した日の属する年度の翌々年度の６月３０日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。ただし、前項の規定により消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施のため必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和７年３月３１日に限り、その効力を失う。

別表

| 助成年数 | 助成率 | 上限額 |
| --- | --- | --- |
| １年目 | ３分の２ | ５００，０００円 |
| ２年目 | ２分の１ | ３７５，０００円 |
| ３年目 | ３分の１ | ２５０，０００円 |

第１号様式

# 船橋市フードバンク活動団体助成金交付申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

申請者　住所（所在地）
連絡先（電話）
団体等の名称
代表者氏名

船橋市フードバンク活動団体助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

１．交付申請額　　円

２．事業内容

３．添付書類

⑴　事業計画書
⑵　事業に関する収支予算書
⑶　団体等の定款又は規約等
⑷　団体等の会員名簿及び役員名簿
⑸　前年度の収支決算書
⑹　その他

４．消費税及び地方消費税の適用に関する事項

第２号様式

船橋市フードバンク活動団体助成金
交付可否決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長

年　　月　　日付けで申請のあった船橋市フードバンク活動団体助成金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

１　　交付する。

⑴　交付決定額　　円

⑵　交付の条件

ア　事業の内容の変更をするときは、市長の承認を受けること。

イ　事業を中止するときは、市長の承認を受けること。

ウ　事業が予定期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

２　　交付しない。

理由

第３号様式

船橋市フードバンク活動団体助成事業計画変更（中止・廃止）申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

住所（所在地）

連絡先（電話）

団体等の名称

代表者氏名

船橋市フードバンク活動団体助成事業を　計画変更　中　　止　廃　　止　したいので、下記のとおり申請します。

記

1　計画変更、中止又は廃止年月日　　年　　月　　日

2　計画変更、中止又は廃止の理由

3　助成事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第４号様式

# 船橋市フードバンク活動団体助成金実績報告書

年　　月　　日

船橋市長　　あて

住所（所在地）

連絡先（電話）

団体等の名称

代表者氏名

年　　月　日付けで交付決定のあった船橋市フードバンク活動団体助成金に係る事業実績について、収支決算書その他必要書類を添えて報告します。

添付書類

⑴　事業報告書

⑵　事業に関する収支決算書

⑶　その他市長が必要と認めた書類

第５号様式

船橋市フードバンク活動団体助成金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長

年　　月　　日付けで実績報告のあった助成事業について、助成金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

交付確定額　　円

第６号様式

# 船橋市フードバンク活動団体助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年　　月　　日

船橋市長　　あて

申請者　住所（所在地）

連絡先（電話）

団体等の名称

代表者氏名

年　　月　　日付けで交付決定のあった船橋市フードバンク活動団体助成金について、下記のとおり報告します。

記

１．助成金交付確定額　　金　　円

２．確定申告により確定した船橋市フードバンク活動団体助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も０円と記載すること）

金　　円

３．添付資料

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第３に掲げる法人等であって特定収入割合が５％を超える事業者は添付不要）